

# 「食品と暮らしの安全を守る会」会則

第1条 この団体の名称は、「食品と暮らしの安全を守る会」とする。

第2条 「食品と暮らしの安全を守る会」は、人の命と暮らしの安全を守り、1000年先の愛する子どもたちに、多くの良質資源を残すため、国や国際機関が行っている資源をムダ使いし、効果の少ない対策を正していくことを目的とする。

第3条 目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 地球温暖化の主原因は、透明な気体の温暖化ガスではなく、黒い個体の極微細な炭素による大気汚染と考えられる。現在の温暖化対策はあまり意味がないと知らせるため、推進されている各種の対策が、温暖化に占める寄与率を明らかにするよう国連、国、専門機関などに求めていく。
- ② 太陽光のように昼間しか発電できないために稼働率が低く、資源をムダ使いしている自然エネルギー発電がある。世界で推進されている自然エネルギー発電が、資源をムダ使いしているかどうかを明らかにするため、国連、国、専門機関などに自然エネルギー発電の資源収支を明らかにさせる。
- ③ ミネラルが抜かれた市販食品によって、4大ミネラルのカルシウム、マグネシウム、鉄、亜鉛がすべて不足して、健康被害を受けている日本人は6千万人以上いと推定される。  
健康被害を減らすため、食品からミネラルを抜かさないようにする。
- ④ ウクライナで食品の放射能汚染を減らして5000人以上を健康にした実績を基に、放射能汚染の国際食品基準を1000分の1に引き下げる活動を行う。
- ⑤ 食品と暮らしの安全を守り、将来に良い環境と、良質資源を残すため、書籍の刊行、月刊『食品と暮らしの安全』の発行、その他の方法で情報発信する。
- ⑥ その他、会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第4条 事務所は、埼玉県さいたま市中央区本町東2丁目14番18号に置く。

第5条 会員は、年会費1万円を支払った個人及び団体とする。  
会員は、退会を申し出れば退会することができる。

第6条 会員は、月刊『食品と暮らしの安全』の無償配布を受けることができる。

第7条 当会の運営機関として5名以内の運営委員で構成される運営委員会を置く。  
営委員の互選による委員長を置き、委員長を、当会を代表とする会長とする。

第8条 運営委員は委員長が推薦する者の中から、運営委員によって選ばれる。  
運営委員はいつでも退任できる。

第9条 当会の活動資金は、会員の会費、寄付金、書籍の売り上げ等とする。

第10条 会費や寄付金は運営委員会が管理して毎年2月末で決算し、会誌で報告する。

第11条 当会は、その目的を達成するのが困難になったときは、解散する。  
解散時に財産がある場合は、運営委員会が信頼できる団体に寄付する。

附 則 当会発足時の運営委員は佐原勉、小若順一、山崎泰暉とする。



40年前に発足したときからの3人